

I 推薦入学者選抜

第1 募集・出願

1 対象学科

全日制・定時制の全学科において実施することができる。

2 応募資格

次の(1)～(5)の全てに該当する者とする。

- (1) 岩手県内の中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部（以下「中学校」という。）を平成30年3月に卒業する見込みの者、若しくは平成29年3月に卒業した者

又は、東日本大震災津波の被災により、岩手県内から県外に転学し、平成30年3月に中学校を卒業する見込みの者、若しくは平成29年3月に中学校を卒業した者のうち、いずれか一方に該当することを岩手県教育委員会が認めた者

- (2) 当該高等学校に合格した場合、学力調査を受け、入学を確約できる者
 (3) 当該高等学校の教育を受けるに足る能力・適性を持つ者
 (4) 次の応募資格A又は応募資格Bに該当する者

応募資格A スポーツ、文化・芸術、特別活動（生徒会活動等）、その他校内外の活動（ボランティア活動、地域貢献活動等）において顕著な実績を持つ者

応募資格B 将来の職業選択や社会貢献に強い意欲を持っている者

- (5) 当該高等学校の示す推薦基準を満たしている者（推薦入学者選抜を実施する各高等学校の各学科（学系・コース）の推薦基準は、別に定める。）

3 募集定員

- (1) 定員の10%以内とする。

ただし、体育科、体育コース、体育学系、スポーツ健康科学学系及び芸術学系については、50%以内とする。

なお、定員の割合は5%毎とする。

- (2) 県のスポーツ特別強化指定校においては、当該指定競技に係る人数を推薦募集定員の中に入れることとする。
 (3) 推薦入学者選抜実施校の各学科（学系・コース）の推薦募集定員は、巻末の別表（P. 66～P. 69）のとおりとする。

4. 通学区域

「岩手県立高等学校の通学区域に関する規則」第4条(3)（P. 32）により、学区の制限を受けない。

5 出願制限

- (1) 出願は、本校又は分校1校に限るものとする。
 (2) 志願先高等学校に二つ以上の学科（学系・コース）がある場合には、第2、第3志望まで出願することができる。
 ただし、異なる適性検査を実施する学科（学系・コース）への出願は二つまでとする。
 学科（学系・コース）により推薦基準が異なる場合には、志願する全ての学科（学系・コース）の推薦基準を満たさなければならないものとする。
 (3) 岩手県立高等学校の推薦・連携型入学者選抜と盛岡市立高等学校の推薦入学者選抜に併願することはできない。
 (4) 一関第一高等学校（全日制課程）の入学決定通知書の交付を受けた者は、推薦入学者選抜に出願することはできない。

6 出願期間

- (1) 期 間 平成30年1月12日(金)～1月17日(水)(ただし、休日を除く。)
- (2) 受付時間 午前9時～午後4時
ただし、1月17日(水)は、午前9時～正午とする。(必着)

7 出願手続

(1) 志願者の手続

志願者は中学校長が指定する期日までに、中学校長に次の書類を提出する。

ア 推薦入学願書(A票、B票、受検票)

A票に岩手県収入証紙(全日制2,200円、定時制950円)、B票と受検票に写真を貼付する。

なお、東日本大震災津波又は平成28年台風第10号により甚大な被害を受け、入学選考料免除を申請する者は、岩手県収入証紙を貼付せず入学願書を提出すること。

イ 志願理由書(様式推-1)

第2、第3志望がある場合には、それぞれに作成する。

ウ 入学選考料免除申請に係る書類(P.31、39、62、63、64、65参照)

(ア) 入学選考料免除申請書(様式免-1)

(イ) 必要書類(様式免-2、様式免-3、様式免-4及び必要書類)

なお、様式免-2は、申請理由が様式免-1におけるエに該当する者のみ提出することとし、減少率計算の結果が0.6以上になる場合は申請できないこと。

(2) 中学校長の処理事項

ア 中学校長は、志願者が応募資格並びに当該高等学校の推薦基準を満たしているかどうかを確認し、被推薦者を決定する。

イ 中学校長は、被推薦者に係る次の書類を作成し、(1)の書類を併せ、出願期間中に当該高等学校長に提出する。

(ア) 推薦書(様式推-2)

(イ) 調査書(様式1)

(ウ) 健康診断票の写し(体育科、体育コース、体育学系、スポーツ健康科学学系の志願者のみ。原本証明をしたもの。)

(エ) 適性検査実技選択調査票(様式適-1)(不来方高等学校芸術学系音楽コース志願者のみ)

(3) 高等学校長の処理事項

ア 出願期間中に受け取った推薦入学願書について「入学願書受取票」(様式7-1)を各中学校長あて交付する。

イ 高等学校長は、提出された書類を確認し、出願手続きを完了した志願者について、受検票及び当日の日程を1月23日(火)までに、中学校長に送付する。(必着)

ウ 入学選考料免除申請書(様式免-1)の提出があった場合は、申請理由がア、イ、ウについては、罹災証明書の写しの添付を確認し、申請理由がエの場合は様式免-2の減少率計算の結果が0.6未満であること及び必要書類を確認する。

なお、0.6以上の場合は岩手県収入証紙を貼付するよう中学校長を通して申請者に通知すること。

エ 入学選考料免除申請書を受理した場合は、その内容を審査し、結果を中学校長を通して申請者に通知する。

(4) 東日本大震災津波による県外からの出願については、県教育委員会事務局学校教育課に問い合わせること。(電話 (019) 629-6141)

第2 選 抜

1 検査内容

- (1) 調査書、志願理由書及び面接
- (2) 高等学校によっては、小論文又は作文、適性検査を実施することができる。
(推薦入学者選抜を実施する各高等学校の各学科(学系・コース)の検査内容は、別に定める。)
※ 異なる適性検査を実施する学科(学系・コース)については、志望の順位にかかわらず、その適性検査を検査内容とする。
ただし、学科(学系・コース)の募集定員を第1志望の志願者で満たしている場合には、第2、第3志望の志願者に対し適性検査を実施せず、選抜の対象としない。

2 日程等

- (1) 検査期日 平成30年1月26日(金)
- (2) 集合時刻 午前9時
- (3) 検査場 志願先高等学校(本校又は分校)
- (4) 受検者携行品 受検票、上履き、その他志願先高等学校から指示されたもの。
※ 携帯電話等は検査場(校地内)に持ち込まないこと。

3 選抜方法

- (1) 調査書、志願理由書及び面接、さらに高等学校によっては、小論文又は作文、適性検査等の結果により行う。
(推薦入学者選抜を実施する各高等学校の各学科(学系・コース)の選抜方法は別に定める。)
- (2) 志願者が多い場合には、調査書及び志願理由書により一次選考を行うことができる。
県教育委員会は、各教育事務所を通じ、1月19日(金)までに推薦入学一次選考の有無を中学校長に通知する。
高等学校長は、1月23日(火)までに「推薦入学一次選考結果通知書」(様式推-3)を中学校長に送付する。(必着)
- (3) 不正行為や検査場(校地内)への携帯電話等の持ち込みがあった場合には、不合格とする。

4 合格者の通知・発表

- 高等学校長は、2月2日(金)までに「選考結果通知書」(様式推-4)及び「合格通知書」(様式推-5①②)を当該中学校長へ送付する。(必着)
- なお、合格者の発表は、3月15日(木)午後3時、志願先高等学校(本校又は分校)において一般入学者選抜の合格発表と併せて受検番号により行う。

5 一般入学者選抜への出願

- (1) 推薦入学者選抜の合格者は、一般入学者選抜に出願することはできない。
- (2) 推薦入学者選抜で不合格になった者の一般入学者選抜への出願
 - ア 選考の結果、不合格となった者で、一般入学者選抜に志願する者は、一般入学者選抜の出願期間中に一般入学願書(A票・C票には何も記入しないこと。)を作成し、志願先高等学校長に提出する。その際、推薦入学者選抜の受検票の写しを添付する。
 - イ 推薦入学者選抜と同じ高等学校を志願する場合、調査書(学科(学系・コース)によっては健康診断票の写しも含む)は、新たに提出する必要はない。
ただし、不來方高等学校芸術学系音楽コースの適性検査実技選択調査票は新たに提出すること。

6 合格者への対応

- (1) 学習成績一覧表(様式4)の提出
中学校長は、一般入学者選抜で学習成績一覧表(様式4)を提出する際(P.7参照)に、推薦入

試合格者も含めて提出する。

(2) 学力調査の実施

ア 高等学校長は、合格者を対象とする学力調査を、3月8日（木）に実施する。

イ 調査教科は5教科（国語、数学、社会、英語、理科）とし、一般入学者選抜学力検査と同じ問題・時程で実施する。

なお、学力調査は、原則として一般入学者選抜学力検査と部屋を別にして実施する。

ウ 高等学校長は、合格者が正当な事由なく学力調査を欠席した場合に限り、高校教育課長と協議の上、合格を取り消すことがある。

エ 学力調査結果の通知については、各高等学校が本人に通知する。

なお、通知の方法は各学校が定める。

第3 その他

指導要録抄本等の送付

中学校長は、進学した生徒について、当該生徒の指導要録の抄本又は写し、健康診断票及び歯の検査票を、進学後30日以内に進学先高等学校長に送付する。